

居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人婦恋村福祉協議会
会長 が行う指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図らなければならない。

（契約期間）

第2条 この契約期間は契約の日から利用者の要介護認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとする。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとする。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名等を通知する。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援する。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報収集し、解決すべき課題を把握する。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めるときには、中立公正に配慮し、利用者にとって最良の選択ができるように支援する。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。
- ⑥ 前各号中、「利用者及び家族」を「利用者及び家族の指定した者」と読み替えることができるものとする。

（経過観察・再評価）

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させる。

- ①利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努める。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。

③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をする。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合は、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をする。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更する。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出する。

(要介護認定等の申請に係わる援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行う。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管する。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できる。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付する。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する費用は、「契約書別表」のとおりとする。

2 利用者は居宅介護支援報酬に関する厚生省告示単位が変更になった場合は、その基準により算定された金額に変えるものとする。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができる。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、事業者は当該地域の他の指定居

宅介護支援事業者に関する情報を提供しなければならない。

- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、この契約は自動的に終了する。
- 4 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と要支援1・2（予防給付）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

（個人情報の取り扱いと秘密保持）

第13条 事業者、介護支援専門員及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもらしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

- 2 事業者は、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いてはならない。

（賠償責任）

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

（身分証携行義務）

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示しなければならない。

（相談・苦情対応）

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応しなければならない。

（善管注意義務）

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行しなければならない。

（本契約に定めない事項）

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定める。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(経過措置)

第20条 本契約書の締結にあたり、利用者が傷害等により、自署・捺印又は条文を理解することが困難と認められる時は、第4条に掲げる家族又は利用者及び家族の指定した者の署名・捺印をもって効力を有するものとする。

2 前項に掲げる利用者及び家族の指定した者の確認については、原則として文書による委任状を必要とするものとする。

3 前項の委任状による確認が困難と認める場合は口頭による意思表示でも効力を有するものとする。但し、口頭による意志表示の確認については、民生委員の意志確認書を要するものとする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有する。

委 任 状

私儀、本契約に係わる一切の権限を嬬恋村大字 番地
氏に委任します。

令和 年 月 日 住 所 嬬恋村大字 番地
氏 名 印

意 志 確 認 書

本契約は、本人の口頭による意志表示に基づいて締結された契約書であることを証明する。

令和 年 月 日 住 所 嬬恋村大字 番地
氏 名 民生委員 印

【契約書別紙】

● 担当介護支援専門員

氏名 黒岩達哉 岡田ひとみ 宮崎美保 渡辺喜代美 市場綾

連絡先 電話 (0279) 96-1617
(月曜日～金曜日までの 8:30～17:30 まで)

● 料金

居宅介護支援費（1月につき）

（1）居宅介護支援費（Ⅰ）取り扱い件数45未満

（一）要介護1又は要介護2 10,860円

（二）要介護3、要介護4又は要介護5 14,110円

（2）加算料金

イ 特別地域加算 所定単位数の100分の15相当

ロ 初回加算 3,000円

ハ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ） 1,114円～5,190円

ホ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円

ヘ 退院・退所加算 4,500円～9,000円

ト 通院時情報連携加算 500円

チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

リ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

※居宅介護支援報酬に関する厚生省告示単位が変更になった場合は、その基準により算定された金額とする。

（3）居宅介護支援利用料は、法定代理受領により事業者の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。尚、利用料は居宅介護支援報酬に関する厚労省告示単位が変更となった場合は、その基準により算定された金額になります。

（4）介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は1ヶ月にあたり居宅介護支援事業契約書第11条に掲げる料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日嬬恋村役場に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

● 当事業所の苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

① 社会福祉法人 嬬恋村社会福祉協議会
電話番号 (0279) 96-1611
担当者 横沢 征
受付時間 月～金曜日 8:30～17:30

② 苦情解決第三者委員
竹渕 信江 電話番号 (0279) 97-2455
下谷 博子 電話番号 (0279) 97-2694

● 行政機関・その他苦情受付機関

- ・ 嬬恋村役場健康福祉課 (群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110)

電話番号 (0279) 96-0512
受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

- ・ 群馬県国民健康保険団体連合会 (群馬県前橋市元総社町335-8)

電話番号 027-290-1323 (苦情相談専用)
受付時間 月～金曜日 9:00～16:30

- ・ 群馬県福祉サービス運営適正化委員会

電話番号 027-255-6669 (苦情解決受付専用電話)
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

- ・ お住まいの市町村介護保険窓口

社会福祉法人嬬恋村社会福祉協議会 居宅介護支援重要事項説明書

1 提供するサービスについての相談窓口

電話 96-1617 (月曜日～金曜日までの 8:30～17:30 まで)

担当者 黒岩達哉 (管理者)・岡田ひとみ・宮崎美保・渡辺喜代美・市場綾

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定居宅番号及びサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人嬬恋村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
所在地	群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前1110番地1
介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者 群馬県 1072600032
サービスを提供する地域	嬬恋村行政区域

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1		統括管理	1
介護支援専門員	介護支援専門員	4	1	介護支援	5
事務職員					

(3) 営業時間

平日 (月～金)	8:30～17:30
----------	------------

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護保険認定申請→認定調査・判定→認定結果通知→居宅介護支援利用申し込み→居宅介護支援契約の締結→居宅サービス計画作成の作成→利用者へ説明・同意・交付→サービス提供事業者との契約→サービスの実施→計画対象期間中の実施状況把握と連絡調整

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合1ヶ月につき要介護度に応じての金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日嬬恋村役場に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

町村役場への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合は、料金は一切かかりません。

(4) その他

基本的には利用料は無料ですが、別途料金が発生した場合は月ごとの精算とし、毎月 25 日までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金のいずれかになります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、ご連絡いただければ当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援と認定された場合。
- ・ ご利用者様が死亡した場合。

④ その他

ご利用者様やご家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業者の居宅介護支援の特徴

(1) 基本目標

「家庭や地域の中で、その人らしく自立したより良い生活を送れるように支援します」

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 居宅サービス計画の作成にあたり、介護支援専門員がアセスメントに基づき居宅サービス事業者等を選定することがありますが、その居宅サービス事業所等を選んだ理由をご利用者様やご家族に丁寧に説明します。また、ご利用者様やご家族は介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。

- ・ケアマネジメント技術向上のため、事業所内カンファレンスや定期的な事例検討会などを実施するとともに、積極的な外部研修参加を行っています。また、多職種協働を進めるため、インターネットを利用した連携ツールを使用しています。

(3) その他

- ・介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

7 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者様自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者様に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、ご利用者様は居宅サービス計画の位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、ご利用者様の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当からなるサービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者様及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ・指定居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される介護サービスが特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。

それらをふまえ、前 6 月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位 3 位まで)等につき、別紙により説明を行います。また文書の交付に加えて、口頭での説明を丁寧に行います。

- ② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が 1 カ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者様またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問「モニタリング」をさせていただき、ご利用者様の状態やサービス変更の必要性の把握、ご利用者様への支援を実施します。その際に把握したご利用者様の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項、サービス利用割合等の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 嬬恋村社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所

介護保険事業者番号 群馬県 1072600032

住所 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前1110番地1

代表者名 社会福祉法人 嬬恋村社会福祉協議会
会 長 干 川 博 志

説明者名 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者からの契約書及び重要事項、サービス利用割合等の説明を受けたのでこれに同意し、契約書及び重要事項説明書、サービス利用割合等の交付を受けました。

利用者 住所 吾妻郡嬬恋村大字

氏名 ⑩

家族 住所 吾妻郡嬬恋村大字

氏名 ⑩

代理人 住所

氏名 ⑩